



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年10月27日金曜日 第1807号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	917
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	917
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	918
特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表.....	918
道路の供用開始（県道新居浜港線）.....	918
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	918
道路の供用開始（ " ）.....	918
道路の区域変更（県道新居浜東港線）.....	919
道路の供用開始（ " ）.....	919
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	919
道路の供用開始（ " ）.....	919
道路の区域変更（一般国道379号）.....	920
道路の位置の指定.....	920
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定.....	920
公 告	
土地の売払い.....	920
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	921
准看護師試験の施行.....	921

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	921
今治地方局総務県民部、健康福祉環境部、産業経済部、今治家畜保健衛生所、建設部、玉川ダム管理事務所、台ダム管理事務所、出納室.....	922
宇和島地方局総務県民部、健康福祉環境部、産業経済部、宇和島家畜保健衛生所、建設部、愛南土木事務所、須賀川ダム管理事務所、山財ダム管理事務所、出納室.....	922
西条地方局総務県民部、健康福祉環境部、四国中央保健所、産業経済部、西条家畜保健衛生所、建設部、四国中央土木事務所、鹿森ダム管理事務所、黒瀬ダム管理事務所、出納室.....	923
八幡浜地方局総務県民部、健康福祉環境部、産業経済部、八幡浜家畜保健衛生所、建設部、大洲土木事務所、西予土木事務所、出納室.....	923
松山地方局総務県民部、健康福祉環境部、産業経済部、中央家畜保健衛生所、建設部、久万高原土木事務所、出納室.....	924

雑 報

公示送達.....	925
-----------	-----

告 示

○愛媛県告示第1567号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成18年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当すべき医療の種類	指定年月日
桑嶋クリニック	新居浜市坂井町三丁目6番3号	新居浜市 桑嶋 英樹	腎臓に関する医療 （育成医療・更生医療）	平成18年 10月1日

○愛媛県告示第1568号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目1番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所	松山市平和通六丁目98番地 伊予鉄観光開発株式会社	松山市平和通一丁目1番地1 いよてつろふていしやう 1F 伊予鉄不動産株式会社	平成18年 10月1日	平成18年 10月16日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1569号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成18年10月27日から11月10日まで

○愛媛県告示第1570号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、平成18年10月3日、深浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり変更した。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（「次のとおり」は、省略し、深浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更に係る特定漁港漁場整備事業計画書は、宇和島地方局産業経済部愛南水産課において公衆の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜港線	新居浜市本郷一丁目836番14から 同市本郷一丁目1903番7まで	平成18年10月27日

○愛媛県告示第1572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	新居浜市繁本町甲719番2から 同市田所町甲61番1まで	旧	メートル 18.9~20.1	キロメートル 0.019	
			新	19.3~20.1	0.019	

○愛媛県告示第1573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	新居浜市繁本町甲719番2から 同市田所町甲61番1まで	平成18年10月27日

○愛媛県告示第1574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原甲14番1	旧	メートル 8.0～12.5	キロメートル 0.100	
			新	8.5～11.5	0.100	

○愛媛県告示第1575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原甲14番1	平成18年10月27日

○愛媛県告示第1576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	新居浜市繁本町甲719番1地先から 同市田所町甲60番1地先まで	旧	メートル 19.3～20.3	キロメートル 0.022	
			新	19.8～20.3	0.022	

○愛媛県告示第1577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	新居浜市繁本町甲719番1地先から 同市田所町甲60番1地先まで	平成18年10月27日

○愛媛県告示第1578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 8 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員, 延長, 備考. Row 1: 一般国道, 379号, 喜多郡内子町大瀬東3952番3から同町大瀬中央4189番1地先まで, 旧, メートル 43~57.9, 11.5~96.0, キロメートル 0.698, 0.665. Row 2: 新, 11.5~96.0, 0.665.

○愛媛県告示第1579号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成18年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
八幡浜市松柏乙573番2
2 申請人の住所氏名
八幡浜市1132番地第6
有限会社メイみやもと商事
代表取締役 宮本真理子
3 図面省略

○愛媛県告示第1580号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり定める。
平成18年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 6 columns: 設置所在地名, 団地名, 建設年度, 構造別, 数値, 備考. Row 1: 松山市朝日ヶ丘二丁目, 朝美, 17, 高耐, 0.8080.

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成18年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項
(1) 件名
土地の売払い
(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

Table with 3 columns: 所在地, 地目, 地積. Row 1: 西条市小松町新屋数字藍刈池ノ西乙41番31, 学用地, 196.98m². Row 2: 西条市小松町新屋数字大日乙55番11, 学用地, 182.99m².

- 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 契約条項を示す場所等
ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2558
イ 入札心得書の交付方法
アに掲げる場所で交付する。
ウ 現地説明の日時及び場所
(ア) 日時
平成18年11月28日（火）午前11時
(イ) 場所
売り払う土地の所在地
3 入札及び開札
(1) 入札及び開札の日時
平成18年12月11日（月）午前11時
(2) 入札及び開札の場所
愛媛県西条市喜多川796番地の1
愛媛県西条地方局7階第1会議室
(3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。
4 その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
(3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法

律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年10月17日	特定非営利活動法人 ノーマライゼーションサポート おおず	中 野 知 伶	大洲市若宮672番地 9	この法人は、大洲市及び愛媛県内の精神障害者が、地域で普通に暮らせるための支援事業を行い、精神障害者の社会的自立をはかることによって公益に寄与することを目的とする。

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成18年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成18年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の場所

松山市道後町2丁目11-14
愛媛看護研修センター

2 試験の日時

平成19年2月10日（土）13時00分

3 試験願書の提出期間

平成19年1月12日（金）から1月19日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室

監 査 公 表

○公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年10月27日

愛媛県監査委員	壺 内 紘 光
同	玉 井 実 雄
同	竹 田 祥 一
同	白 石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成17年10月31日
高 校 教 育 課	平成17年10月14日

人 権 教 育 課

（ 監 査 の 結 果 ）

- 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。（教育総務課）
- 諸収入（給与の過払金）については、収入未済額があるので早期収入に努力が望まれる。（高校教育課）
- 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。（人権教育課）

（ 措 置 の 内 容 ）

- 奨学資金貸付金償還金については、平成16年度から、納入通知書発行に先立ち、卒業等により償還の開始する者全員に対して事前に電話連絡を行い、期限内納付の厳守を指導するとともに、平成17年度からは、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じて、奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導し、適期収入と未収金の発生防止に努めている。
また、滞納繰越分の整理については、平成16年度に配置した督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託職員）を中心に、係員が連携して未納者本人や連帯保証人等に対して電話や訪問による返還指導を行い早期収入に努めた結果、平成17年度への滞納繰越額 7,935,000円については、平成18年9月1日現在 4,514,000円に減少しており、今後とも返還指導を徹底し、滞納繰越額の縮減に努めたい。（教育総務課）
- 給与の過払金に係る収入未済額（1件、520,085円 平成18年9月1日現在）については、これまでも、住民票上の所在地である元妻宅に再三にわたり督促状を送付して本人からの返納についてお願いしているところであるが、債務者は、現在行方不明であり、残された家族は既に独自の生計を営んでいることから、債務者との関わりも希薄となり、連絡の取り難い状況である。
そこで、学校現場を通じて元妻宅を定期的に訪問するなど、継続的な協力を粘り強く依頼し、今後とも債務者の所在把握と早期収入に努めたい。（高校教育課）
- 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、関係市町及び関係団体と密接な連携のもと期限内納入の厳守について指導

するとともに、新たに償還が開始する者及び免除期間等が満了し償還が開始する者に対して、「返還のしおり」を配布するなど奨学金制度の趣旨や奨学金返還の責務等について周知を図り、適期収入と未収金の発生防止に努めている。

また、滞納繰越分の整理については、市町及び関係団体と情報交換を行いながら返還指導を実施した結果、平成17年度への滞納繰越額 1 10,748,724円については、平成18年9月1日現在で 107,472,718円に減少しており、今後も返還指導を徹底し、滞納繰越額の縮減に努めたい。

(人権教育課)

○公表第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年10月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 地 方 局	
総 務 県 民 部	平成18年7月18日
健 康 福 祉 環 境 部	"
産 業 経 済 部	平成18年7月19日
今 治 家 畜 保 健 衛 生 所	平成18年7月20日
建 設 部	"
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	"
台 ダ ム 管 理 事 務 所	"
出 納 室	平成18年7月18日

(監査の結果)

平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	97,297,755	379,641,605	476,939,360	
16年度	105,194,915	678,830,859	784,025,774	
差引増減	7,897,160	299,189,254	307,086,414	

(総務県民部)

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	1,592,800	355,800	1,948,600	
16年度	310,200	45,600	355,800	
差引増減	1,282,600	310,200	1,592,800	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	85,088	102,270	187,358	
16年度	0	204,540	204,540	
差引増減	85,088	102,270	17,182	

(健康福祉環境部)

3 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	1,531,000	749,800	2,280,800	
16年度	1,563,600	370,800	1,934,400	
差引増減	32,600	379,000	346,400	

(建設部)

○公表第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年10月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 地 方 局	
総 務 県 民 部	平成18年7月26日
健 康 福 祉 環 境 部	"
産 業 経 済 部	平成18年7月27日
宇 和 島 家 畜 保 健 衛 生 所	平成18年7月28日
建 設 部	"
愛 南 土 木 事 務 所	平成18年7月27日
須 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平成18年7月28日
山 財 ダ ム 管 理 事 務 所	"
出 納 室	平成18年7月26日

(監査の結果)

平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	70,646,770	160,243,405	230,890,175	
16年度	74,285,864	164,310,499	238,596,363	
差引増減	3,639,094	4,067,094	7,706,188	

(総務県民部)

2 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	1,117,000	82,600	1,199,600	
16年度	727,800	152,100	879,900	
差引増減	389,200	69,500	319,700	

(建設部)

3 違約金(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額 (円)	備 考
12年度	508,950	
計	508,950	

(建設部)

○公表第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年10月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西 条 地 方 局	
総 務 県 民 部	平成18年8月22日、 平成18年8月23日
健 康 福 祉 環 境 部	平成18年8月22日
四 国 中 央 保 健 所	平成18年8月23日
産 業 経 済 部	平成18年8月22日
西 条 家 畜 保 健 衛 生 所	"
建 設 部	平成18年8月23日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	"
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	"
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	"
出 納 室	平成18年8月22日

(監査の結果)

平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	255,360,893	395,333,605	650,694,498	
16年度	180,988,515	487,609,897	668,598,412	

差引増減	74,372,378	92,276,292	17,903,914	
------	------------	------------	------------	--

(総務県民部)

2 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	459,800	213,100	672,900	
16年度	399,500	151,200	550,700	
差引増減	60,300	61,900	122,200	

(建設部)

○公表第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年10月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
八 幡 浜 地 方 局	
総 務 県 民 部	平成18年8月31日
健 康 福 祉 環 境 部	"
産 業 経 済 部	平成18年8月31日、 平成18年9月1日
八 幡 浜 家 畜 保 健 衛 生 所	平成18年9月1日
建 設 部	"
大 洲 土 木 事 務 所	平成18年8月31日
西 予 土 木 事 務 所	"
出 納 室	"

(監査の結果)

平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	63,860,258	141,261,894	205,122,152	
16年度	67,215,397	159,805,822	227,021,219	
差引増減	3,355,139	18,543,928	21,899,067	

(総務県民部)

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	1,204,436	2,614,641	3,819,077	
16年度	1,021,535	2,008,747	3,030,282	
差引増減	182,901	605,894	788,795	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	93,326	1,624,944	1,718,270	
16年度	24,498	1,600,446	1,624,944	
差引増減	68,828	24,498	93,326	

（健康福祉環境部）

3 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	268,300	1,332,733	1,601,033	
16年度	253,500	1,316,433	1,569,933	
差引増減	14,800	16,300	31,100	

（建設部）

4 延滞利息（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	1,019,650	
計	1,019,650	

（大洲土木事務所）

○公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年10月27日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 地 方 局	
総 務 県 民 部	平成18年9月5日
健 康 福 祉 環 境 部	"
産 業 経 済 部	平成18年9月5日、 平成18年9月6日
中 央 家 畜 保 健 衛 生 所	平成18年9月6日
建 設 部	"
久 万 高 原 土 木 事 務 所	平成18年9月5日
出 納 室	"

（監査の結果）

平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	672,243,508	2,209,613,375	2,881,856,883	
16年度	670,144,173	2,492,822,201	3,162,966,374	
差引増減	2,099,335	283,208,826	281,109,491	

（総務県民部）

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	490,133	3,363,383	3,853,516	
16年度	570,998	3,006,485	3,577,483	
差引増減	80,865	356,898	276,033	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	170,684	1,546,235	1,716,919	
16年度	223,222	1,486,951	1,710,173	
差引増減	52,538	59,284	6,746	

（健康福祉環境部）

3 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	3,965,000	
計	3,965,000	

（産業経済部）

4 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	15,973,000	41,329,680	57,302,680	
16年度	17,702,900	44,640,120	62,343,020	
差引増減	1,729,900	3,310,440	5,040,340	

（建設部）

5 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	970,150	
計	970,150	

(建設部)

6 特定道路緊急整備工事(温特道改第101号)に係る物件移転補償費のうち、工作物移転料の算定において、ブロック塀の長さを誤っていたため、353,409円が過大算定となっていた。(建設部)

雑 報

○公示送達

住所不明(ただし、住民票の住所 愛媛県松山市和泉577番地)

富岡 紀美夫

住所不明(ただし、住民票の住所 大阪府大阪市港区南市岡一丁目5番3号大城アパート)

藤田 武雄

住所不明(ただし、住民票の住所 奈良県大和郡山市小林町409番地の31)

藤田 政信

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第5項の規定により、平成18年11月16日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成18年10月27日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

平成18年9月12日付け裁決書